

告 示

埼玉県告示第三百二十号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年四月三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 作業種類

基本測量（航空重力測量）

二 作業地域

埼玉県内全域

三 作業期間

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで